



- 令和6年度に実施した定額減税補足給付金の支給済額に不足が生じる場合に、令和7年1月1日時点で寝屋川市に住所を有する方に対し、不足額を追加で給付します。
- 給付金の種別は、以下の「Ⅰ」及び「Ⅱ」があります。
- 支給対象者には、寝屋川市から、「支給のお知らせ」又は「支給確認書」を送付します。（手続きについては、裏面を参照）
- 詳細については、市ホームページ（右QR）に掲載しています。

Ⅰ 「定額減税補足給付金」（令和6年度）の支給済額に不足が生じる方への給付

令和6年分所得税額等の確定に基づき再算定した「**定減税補足給付金の確定額①**」と、令和6年度に実施した定額減税補足給付金の支給額（「**支給済額②**」）で不足額が生じた方に対し、その**不足した額（①－②）**を支給します。

【注意事項】

- 定額減税前の令和6年分所得税額及び令和6年度個人住民税所得割額が、ともに0円の方は、**対象外**です。
- 所得税及び個人住民税において既に4万円の定額減税を受けている方、又は合計所得金額1,805万円超の方は、定額減税補足給付金及び定額減税不足額給付金の**対象外**です。

【給付対象となりうる具体例】

- ☐ 令和5年所得に比べ、令和6年所得が減少した方
- ☐ こどもの出生等により、扶養人数が増えた方 等
- ※ 上記の例に該当する場合でも、定額減税補足給付金の「確定額」と「支給済額」に不足額が生じない方は、支給対象外です。

Ⅱ 定額減税対象外の方への給付

※低所得世帯向け給付の対象世帯に該当した方は除きます

原則として、**4万円**を支給します。

※ 令和6年1月1日時点で国外居住者であった場合、支給金額は**3万円**です。

【給付対象となりうる具体例】

- ☐ 青色事業専従者、事業専従者（白色）の方
- ☐ 合計所得金額48万円超の方



裏面に続きます

手続きについて

「支給のお知らせ」が届いた場合



- **手続きは不要**です。
- 支給口座を**変更**したい場合や受給を**拒否**する場合は、**令和7年7月2日(水)までに**定額減税補足給付金実施本部へ**電話**で連絡してください。
- 連絡がない場合は、**記載された口座へ振込予定**です。

「支給確認書」が届いた場合

【郵送で申請する場合】

支給確認書の内容を確認し、必要事項を記入した上で、同封した返信用封筒に支給確認書と必要書類を入れ、ポストに投函してください。

令和7年9月30日(火)【消印有効】までに返送してください。

【オンラインで申請する場合】

支給確認書に記載しているQRコードからオンライン申請が可能です。

詳しくは、お手元の支給確認書を御確認ください。

令和7年9月30日(火)までに申請してください。



<注意事項>

- 期限までに申請されない場合は、支給できません。
- 提出書類の受付後、概ね**2週間程度**を目途に支給します。
また、申請が集中する時期(申請の受付開始直後等)は遅れる場合があります。
- 申請に不備(添付書類の不足等)がある場合は、不備が補正された後の支給手続きとなります。
- 振込日が決まり次第、個別に通知します。
- 対象であると見込まれるにも関わらず、支給確認書が届かない場合は下記までお問い合わせください。

「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」に御注意ください！

自宅や職場などに国や都道府県、市の職員などをかたる**不審な電話や郵便**があった場合は、下記のお問合せ先、最寄りの警察署、警察相談専用電話(#9110)に連絡してください。



お問合せ先

寝屋川市 定額減税補足給付金実施本部
(定額減税不足額給付金担当)

住所: 〒572-0831 寝屋川市豊野町15番10号
寝屋川市役所別館1階

TEL: 072-800-4860

受付時間: 午前9時～午後5時30分(土日祝を除く。)

